

# 告 示

## 埼玉県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、  
備前渠用水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり  
届出があつた。

令和八年二月十日

職名	氏名	住所	埼玉県知事 大野元裕
理事	橋本 猛	埼玉県深谷市新井百九十四番地	